



# 監査報告書

令和元年5月13日

社会福祉法人鹿児島虹の福祉会

理事長 久保 正和 殿

監事 児山正志 

監事 加治屋 尚一 

私たち監事は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの平成30年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

## 1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告等（事業報告及びその附属明細書）について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

## 2 監査意見

### ① 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

### ② 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

監査報告書

令和元年5月13日

鹿児島市長 森 博幸 殿

鹿児島市中山町5028番地80  
社会福祉法人鹿児島虹の福社会

監事 鬼山 正志



監事 加治屋 忠一



社会福祉法人鹿児島虹の福社会の法人運営及び施設運営等について「監事監査調書等」に従って監査を実施し、その結果は以下のとおりでしたので、法人定款第34条に基づいてここに報告します。

記


監査対象年度	平成30年度
監査実施年月日	令和元年5月13日（月）午後2時00分～5時00分
監査事項	<del>適正である</del>
1 法人運営関係	適正であると認めます。
2 会計経理関係	適正であると認めます。
3 施設運営管理関係	適正であると認めます。
4 職員処遇関係	適正であると認めます。
5 入所者処遇関係	適正であると認めます。

監査報告書

令和元年5月13日

鹿児島市長 森 博幸 殿

鹿児島市中山町5028番地80  
社会福祉法人鹿児島虹の福社会

監事 児山 正志 

監事 加治屋 忠一 

社会福祉法人鹿児島虹の福社会の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの事業年度に関して、理事の業務執行の状況及び財産の状況等について、令和元年5月13日、「監事監査調書」に従って監査を実施し、その結果は別紙のとおりでしたのでここに報告します。

(別紙)

1 法人関係について

適正であると認めます。

2 経理関係について

適正であると認めます。

3 施設運営管理関係について

適正であると認めます。

4 職員処遇関係について

適正であると認めます。

5 入所者処遇関係について

適正であると認めます。

6 その他

監事監査意見書

令和元年5月13日

社会福祉法人 鹿児島虹の福祉会  
理事長 久保 正和 殿

令和元年5月13日、午後 2 時 00 分より、鹿児島虹の福祉会会議室にて監事2名が出席し、平成30年度の施設の運営の経過及び決算関係について、関連する法令及び通知に従った監査の結果、**適正である** と認める。

以上をもって午後 5 時 00 分に散会した。

なお事前に公認会計事務所より「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援業務実施報告書」の提出があったことを付記する。

社会福祉法人鹿児島虹の福祉会

監事 **児山 正志**



監事 **加谷屋 忠一**

